

西宮市重度障害者生活介護事業所看護職員配置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケアを要する重度の障害者が通所利用する生活介護事業所における看護職員の配置に対してその経費の一部を補助することにより、当該事業所の安全かつ継続的な介護サービス等を確保し、重度の障害者の社会参加と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という）において使用する用語の例による。

(補助事業、補助対象経費等)

第3条 この補助金の対象となる経費、並びに補助基準額及び補助率に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象事業所)

第4条 補助金の交付対象となる事業所は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 看護職員を常勤換算で4人以上配置している西宮市内指定生活介護事業所であること
- (2) 生活介護サービス費の人員配置体制加算（I）の届出をしていること。
- (3) 生活介護サービス費の常勤看護職員等配置加算の届出をしていること。
- (4) 西宮市より、同趣旨の補助金・委託料を受けていないこと。

(交付申請書に添付する書類)

第5条 この補助金の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金所要額調書（看護職員常勤換算数、市内・市外利用者見込）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 この補助金の変更交付申請書に添付する書類は、前項各号の書類に準ずるものとする。

(実績報告書に添付する書類)

第6条 この補助金の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金精算額調書（看護職員勤務表（月別）、市内・市外利用者利用実績（月別）、看護師等免許書写し）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額)

第7条 別表に定める基準額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額とする。

(その他)

第8条 この補助金は、障害者総合支援法の報酬において、同趣旨の加算が設定された場合は、その施行日前日まで有効とする。また、この要綱に定めのない事項については、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年西宮市規則第81号)の規定によるものとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

別表 (第3条、第7条関係)

補助対象事業名	補助基準額	補助事業の対象となる経費	補助率
重度障害者生活介護事業所看護職員配置事業	介護職員の代わりに、看護職員(医療的ケアの担い手)を配置している場合、看護職員1人あたり1,915千円。ただし1事業所あたり5人分を最大とする。(常勤換算)	介護職員の代わりに、看護職(医療的ケアの担い手)を配置している場合、看護職員と介護職員の雇用に係る人件費の差額。ただし常勤換算で3人目までの従業者は除く。	他市利用者が含まれる場合は、実利用者数に応じて按分を行う。